

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税の更正処分等取消請求控訴事件  
国側当事者・国(足利税務署長事務承継者館林税務署長)

平成26年11月7日却下・上告受理申立

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年8月20日判決、本資料264号-134・順号12515)

(第一審・宇都宮地方裁判所、平成●●年(〇)第●●号、平成26年3月12日判決、本資料264号-46・順号12427)

決 定

上告人 甲  
同訴訟代理人弁護士 松本 勝  
被上告人 国  
同代表者法務大臣 上川 陽子  
処分行政庁 足利税務署長事務承継者館林税務署長  
鈴木 正平

上告人は、当庁平成●●年(〇〇)第●●号所得税の更正処分等取消請求控訴事件について、当裁判所が平成26年8月20日に言い渡した判決に対し、上告を提起したので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

民事事件について、最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民事訴訟法312条1項及び2項所定の場合に限られるところ、「上告理由書」には同法312条1項及び2項に該当する事由の記載がない。

よって、主文のとおり決定する。

平成26年11月7日

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 福田 剛久

裁判官 石橋 俊一

裁判官 小池 将和